

総務人事に関する規則

第一条(定義)

総務候補者とは、学生理事会(以下、単に「理事会」という。)の総務になろうとする者で、総務としての業務を習得するために学生理事会から研修を受ける者をいう。

第二条(届け出)

総務候補者になろうとする者は、学生理事会の定める形式にしたがって、その旨を理事会に届け出なければならない。

第三条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、総務候補者となることはできない。

- 一 東京大学の学生(大学院生を含む)ではない者。
- 二 「理事及び総務の懲戒に関する規則」に基づく懲戒処分として解任され、当該処分の日から九十日を経過しない者。

第四条(研修)

総務候補者の研修は、原則として、理事会の理事又は総務(以下、「理事等」とする。)立ち会いの下で窓口業務及びその他の業務を補佐すること及び理事会に出席し、見学することをもって当てる。

第五条(昇格)

総務候補者が以下に定める条件を全て満たした場合、理事会の理事は、当該総務候補者が総務となることを承認するかどうかを協議することを、速やかに学生理事会に提案しなければならない。

- 一 第四条に定める研修を4時間以上行った。
- 二 総務として必要な業務を習得したと理事のうち少なくとも1名が判断した。

第六条(承認とその特例)

- 一 総務候補者が総務となることの承認は、理事会の決定により、これを行う。ただし、第五条に定める条件を満たしているにも関わらず、理事会が当該総務候補者が総務となることを承認しない場合は、理由をあわせて示さなければならない。
- 二 理事会は、その経歴からして総務として十分活動できると判断できる総務候補者に対しては、第四条に定める研修を4時間行っていない場合であっても、総務候補者を総務として承認することができる。

第七条(資格取り消し)

- 一 総務候補者が、学友会の理念を著しく攻撃及び破壊しようとした場合、もしくは過失または故意により著しく大きな損害を学友会、学友会員または他の団体及び個人に対して与えた場合、理事の全会一致により、当該総務候補者の総務候補者としての資格を取り消すことができる。ただし、この場合、学生理事会は直接の理由となった問題を具体的に、かつ全学生への公示によって示さなければならない。
- 二 前項の処分を行う理事会には、全ての理事が出席しなければならない。

第八条(資格の喪失)

- 一 総務候補者は、6ヶ月以内に総務とならない場合、原則として総務候補者としての資格を失う。ただし、理事会は、決定によりその期間を延長することができる。
- 二 総務候補者が研修中に評議員会各会により理事または会計監査委員に選出された場合、その総務候補者は選出されたその日から総務候補者としての資格を失い、ただちに理事、もしくは会計監査委員となる。
- 三 前項の規定は、候補者が研修中に、評議員会各会により理事または会計監査委員に選出されること及び総務が学生理事会によって特別委員会の委員に選出されることを妨げない。

第九条(総務の義務)

- 一 総務は、その職務を遂行するにあたり、総会、評議員会及び理事会の定める規約（規則及びそれに基づく決定、通達、指示等を含む。）に従わなければならない。
- 二 総務は、その立場及び本会の信用を傷つけ、又は本会全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第十条(懲戒)

総務に対する懲戒は、「理事及び総務の懲戒に関する規則」の規定に従う。

第十一条(総務の辞任)

総務は、辞意がある場合、理事会に伝えなければならない。

第十二条(総務の地位の喪失)

総務が東京大学の学生でなくなったとき、その総務は総務としての地位を失う。

第十三条(改廃)

- 一 この規則は、理事会の理事の過半数の賛成により、改廃を行う。
- 二 教員評議員会を除く評議員会各会は、評議員の過半数の賛成により、この規則の改廃を

行うことができる。